

公益財団法人横浜市建築保全公社

公共工事設計労務単価等の改定（令和8年3月）に伴う特例措置の実施について

公益財団法人横浜市建築保全公社では、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の上昇を受け、工事請負契約のうち入札案件について、次の措置を実施することとしましたのでお知らせします。

1 措置の概要

工事請負契約約款第 59 条の規定に基づき、請負人からの請求により、新しい単価で契約を変更する公共工事設計労務単価等の改定（令和8年3月）に伴う特例措置（以下「特例措置」という。）を実施します。

なお、特例措置により請負代金額を変更した場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負代金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応していただくようお願いいたします。

2 対象工事

次のア及びイのいずれの場合についても、令和8年3月基準の単価に基づき契約を変更します。

ア 令和8年3月1日以降に工事請負契約を締結した入札案件のうち、令和8年3月改定前の公共工事設計労務単価を適用して積算した案件

イ 令和8年2月28日以前に工事請負契約を締結した入札案件のうち、令和8年3月1日以降に工事に※着手している案件
※着手：工事着手届出書に記載の着手日

3 変更手続等

変更手続等の詳細については、対象工事ごとに工事担当課及び総務課契約係からご連絡いたします。

この特例措置に使用する様式等は、公社ホームページ「様式ダウンロード」「入札・契約に関する様式のダウンロード」に掲載しております。[\(https://www.y-hozen.or.jp/nyusatu/download/\)](https://www.y-hozen.or.jp/nyusatu/download/)

4 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方法により算出します。

$$\text{変更後請負代金額} = P_{\text{新}} \times K$$

P新：新労務単価（新技術者単価）及び当初契約時点の材料単価により積算された予定価格

K：当該契約の落札率

5 特例措置適用後の報告

特例措置を適用した全ての工事について、下請契約への反映の有無の報告を工事完成後速やかに提出していただきます。（下請契約が無い場合は、提出不要）

【問合先】

公益財団法人横浜市建築保全公社

総務課 契約係

電話 045-641-3124

E-mail soumuka-keiyaku@y-hozen.or.jp